



令和2年度

学童クラブ入所のしおり



★入所申請受付（年度当初）★

1. 受付期間 **第1次** 令和元年11月27日（水）から令和元年12月11日（水）まで

第2次 令和2年2月1日（土）から令和2年2月8日（土）まで

※第2次入所申請については、第1次入所判定後、受入可能な学童クラブがある場合のみ入所を承認します。

※受付期間外は申請を受け付けません。

2. 受付場所 子ども育成課（福生市役所1階）

※現在学童クラブに在籍中の児童は、第1次申請期間のみ、各学童クラブ（育成時間内）でも受け付けます。

3. 受付時間 8時30分から17時15分まで

※市役所のみ水曜日は午後8時まで受け付けます。土曜日の正午から午後1時まで及び日曜日・祝日は除きます。

※保護者が必要書類を持参してください。（郵送不可）

★入所申請受付（年度途中）★

入所を希望する月の前月15日までに必要書類を子ども育成課（福生市役所1階）に提出してください。

※学童クラブの受入人数に余裕がない場合は保留となります。



子育てするなら
ふっさ!

福生市 子ども家庭部 子ども育成課 子ども育成係

〒197-8501 福生市本町5番地

電話 042-551-1733（直通）

<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

はじめに

学童クラブとは

保護者が就労などで、日中留守になる家庭の小学生を対象に遊びや生活の場を設け、健全な育成を図ることを目的としています。

学童クラブは、下校時からの生活拠点として、学年の異なる子どもたちの交流を通し、社会的な経験を積む場でもあります。

いろいろな活動や遊びを通して、物事に対する意欲や生活態度を形成し、子どもたちの自主性や社会性、創造性を培うことを目的としています。

1 学童クラブに入所できる児童

次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 市内に居住し、小学校に就学する児童 ※小学校6年生まで対象です。
- (2) 保護者の労働（日曜日を除く週3日以上勤務）等により、放課後家庭で育成が受けられない児童
- (3) 次のいずれかに該当しない児童
 - ア 感染症又は悪性の疾病を有する者
 - イ 心身が虚弱で育成に耐えられないと認められる者
 - ウ 著しく心身に障害のある者
 - エ その他市長が入所を不相当と認めた者



2 心身に障害のある児童の入所基準

学童クラブに入所できる児童は、集団生活になじむことが可能で、原則として一人で通所することができる、次のいずれかに該当する児童です。

- (1) 身体障害者5級から7級までの児童
- (2) 愛の手帳3度または4度の児童
- (3) 知的障害の判定・身体障害の認定を受けていない児童については（1）、（2）と同程度の児童

3 入所の申請

●申請方法

次ページの各状況に対応した必要書類を揃え、福生市役所子ども育成課に提出してください。なお、郵送による提出は受け付けておりません。

※入所申請は年度毎に必要です。現在入所している場合でも、翌年度の入所を希望する場合は、改めて申請が必要となります。

※現在学童クラブに在籍中の児童は、第1次申請期間のみ、各学童クラブ（育成時間内）でも受け付けます。

※初めて学童クラブへ入所申請をする場合、兄弟姉妹が現在学童クラブへ在籍していても、必要書類を福生市役所子ども育成課へ必ず提出してください。また、必要書類は必ず保護者の方がお持ちください。

《入所申請に必要な書類》

| 保護者の状況 | 必要書類 |
|----------------------------------|---|
| 就労（外勤・自営） （日曜日を除く週 3日以上勤務） | <ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ入所承認申請書及び学童クラブ出席予定日記入票 勤務証明書 |
| 出産 | <ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ入所承認申請書及び学童クラブ出席予定日記入票 母子健康手帳（出産予定日が記載されているページの写し） |
| 疾病・負傷 | <ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ入所承認申請書及び学童クラブ出席予定日記入票 医師の診断書（原本） |
| 障害 | <ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ入所承認申請書及び学童クラブ出席予定日記入票 障害者手帳等（写し） |
| 介護・看護 | <ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ入所承認申請書及び学童クラブ出席予定日記入票 医師の診断書（原本）、障害者手帳等（写し）、介護保険証（写し）※うちいずれか1つ |
| 通学・職業訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ入所承認申請書及び学童クラブ出席予定日記入票 在学証明書（原本） 時間割表等カリキュラム（写し） |

※保護者の状況（就労形態等）に変更が生じた場合は、速やかに福生市役所子ども育成課までご連絡ください。

●学童クラブ入所承認申請書記入にあたっての注意点

- 4年生以上の児童の申請については、必ず第2希望まで記入してください（第一、第四小学校区域の方を除く）。第1希望のみの記入の場合、定員超過により入所できないことがあります。
- 学童クラブへの入所は、児童が通う小学校の学校区域内にある学童クラブを基本としていますが、居住地や学校から遠い学童クラブへの入所を希望される場合は、交通事故防止や防犯等、児童の安全確保を最優先に考え、希望するクラブを選択してください。
- 「学童クラブ出席予定日記入票」に出席予定日を記入し、「学童クラブ入所承認申請書」とあわせて提出してください。記入内容は入所審査に影響しません。

※必ず記入漏れがないよう、ご注意ください。



●勤務証明書

- 保護者（父・母）それぞれの勤務証明書が必要となりますので、勤務先で証明していただき、提出してください。自営や証明書が取れない仕事をしている方も、勤務状況を記入し、提出してください。勤務証明書の裏面に、記入に際しての注意事項が書かれておりますので、必ずお読みください。
- 学童クラブと保育園の申込み時に提出していただく勤務証明書は共通の様式です。下記の事項に該当する場合、学童クラブ新規申請時に勤務証明書の提出は不要となります。

①現在、学童クラブ入所申請児の弟や妹が市内の保育園に通っており、令和元年度中に現況届及び勤務証明書を提出している場合 ⇒ 入所承認申請書の「兄弟姉妹等の状況欄」に在園中の保育園名を記入

②学童クラブ入所申請児に保育園の令和2年度新規申込みをした弟や妹がおり、申込み時に勤務証明書を提出している場合 ⇒ 入所承認申請書の「兄弟姉妹等の状況欄」に第一希望の保育園名を記入

※記入がない場合、勤務証明書を再度提出していただくこととなりますので、御注意願います。

4 学童クラブ入所の決定

提出された書類の内容を審査し、入所の可否を決定します。なお、入所希望者が定員を超えたときは、入所申請の要件に該当していても入所できないことがあります。その場合、4月以降に退所者が出たとき、保護者の就労等により家庭での育成が受けられない程度の高い方から入所を決定します。

※入所日は原則として毎月1日です。5月以降の入所者は、入所を希望する月の前月15日までに、必要書類を提出した方の中から審査し決定します。入所が決定した場合は、ご自宅へ入所決定通知書を送付します。

5 育成料（クラブ活動費を除く）

月 額 4,000 円

- 育成料の納付については、福生市役所子ども育成課で取扱います。毎月指定期日に、原則として口座振替により納付をしていただきます。
- 特定の要件に該当する場合、育成料が減額又は免除となります。育成料の減額又は免除を希望される場合は、学童クラブ育成料減免申請書を福生市役所子ども育成課まで提出してください。

《育成料が減額又は免除となる場合》

| 育成料 | 要件 |
|---------------|---|
| 減額 2,500 円 | <ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯で2人以上の児童が学童クラブに入所している。 ・福生市ひとり親家庭等医療費助成制度医療証の交付を受けている。 |
| 免除 0円 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯である。 ・前年度の市民税が非課税又は均等割額のみである。 ・婚姻によらないで生まれた児童を扶養するひとり親世帯である。 <p>※寡婦（寡夫）控除のみなし適用をした場合、前年度の市民税が非課税又は均等割額のみである世帯が免除となります。</p> |

6 クラブ活動費

月 額 1,500 円

※令和2年4月からクラブ活動費を月額1,000円から月額1,500円に変更します。

※育成料とは別です。学童クラブ育成内での間食費、行事費として使用します。

※長期欠席されている児童についても、「クラブ活動費」は原則として納付をしていただきます。

※「クラブ活動費」は、各クラブで取扱います。

7 開所日と開所時間



| 開所日 | 開所時間 | 延長時間 |
|-----------------------|-----------------|-------------------------------|
| 月曜日から金曜日 | 下校時から 18 時 | 18 時から 19 時 |
| 土曜日 振替による学校の授業がない日 | 8 時 30 分から 18 時 | 8 時から 8 時 30 分 18 時から 19 時 |
| 春、夏、冬の長期休業中 | | |

日曜日、祝祭日、年末年始等は閉所日です。

また、インフルエンザ、台風等による学級閉鎖や緊急事態が発生した場合には学校の対応と同様に閉所します。

※学級閉鎖の場合、そのクラスの児童は、学級閉鎖が解かれるまで学童クラブに通所できません。

8 延長育成



学童クラブの指導時間は、保護者の状況に応じて延長することができます。

なお、延長育成料は育成料に含まれませんので、別途追加されます。

※育成料が減額、免除の世帯は、延長育成料も減額、免除となります。

《延長育成料 料金区分》

| | 朝（8時から8時30分） | | 夜（18時から19時） | |
|------|--------------|-------------------|------------------|------------------|
| | 一時利用 | 定期利用 （休業期間あたり） | 一時利用 （30分あたり） | 定期利用 （1ヶ月あたり） |
| 月から金 | — | — | 300円 | 2,000円 |
| 土 | 300円 | — | | |
| 春休み | | 500円（3月末まで） | | |
| 夏休み | | 500円（4月以降） | | |
| 冬休み | | 1,500円 | | |
| | | 500円 | | |

※延長育成料の申請及び延長育成料の納付については、各学童クラブで取扱います。

※武蔵野台クラブ、熊川クラブ、田園クラブは朝7時30分から及び夜8時までの延長育成があります（別途育成料あり）。

9 Q&A（よくあるご質問）



Q1 延長育成を利用する場合、保護者によるお迎えは必須ですか？

A1 保護者又は申請者が指定した方によるお迎えが必須です。また、延長育成を利用しなくても帰宅時間が17時45分以降になる場合もお迎えが必須です。

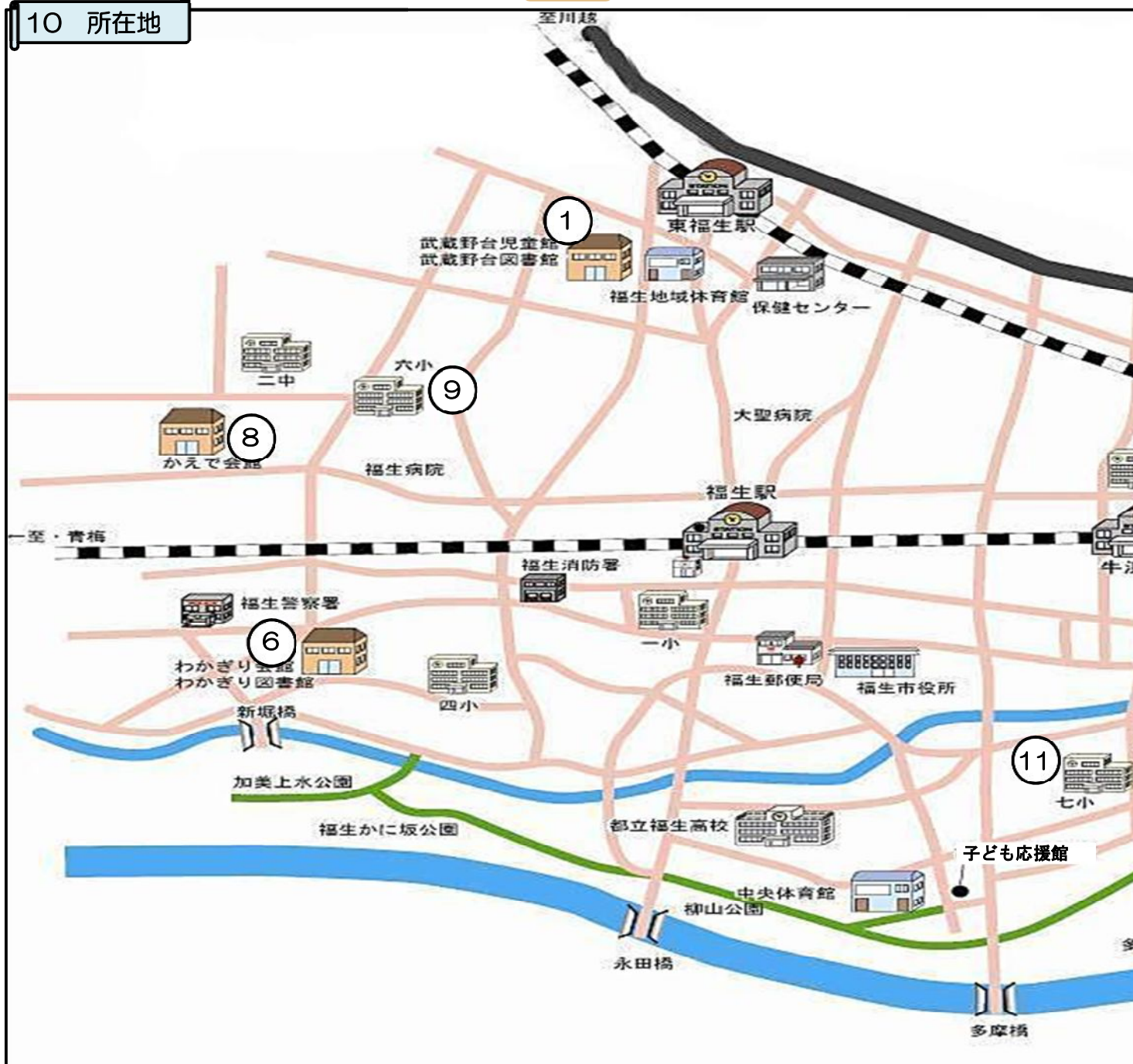
Q2 育成中に事故・怪我等で負傷した場合の保険はどうなっていますか？

A2 福生市では育成中に児童が事故・怪我等で負傷した場合に備え、傷害保険に加入していますが、その補償は見舞金の給付を内容とするものです。医療費や看護等に伴う保護者の休業損害を補償するものではありません。詳しい内容については各学童クラブへお問い合わせください。また、児童同士のけんか等トラブルによる負傷は保険対象外となります。別途、個々のご家庭で保険に加入することをお勧めします。

Q3 学童を退所したいときはどうすればいいですか？

A3 退所希望月の前月20日までに市役所にお越しいただき、退所届を記入の上、提出してください。

10 所在地

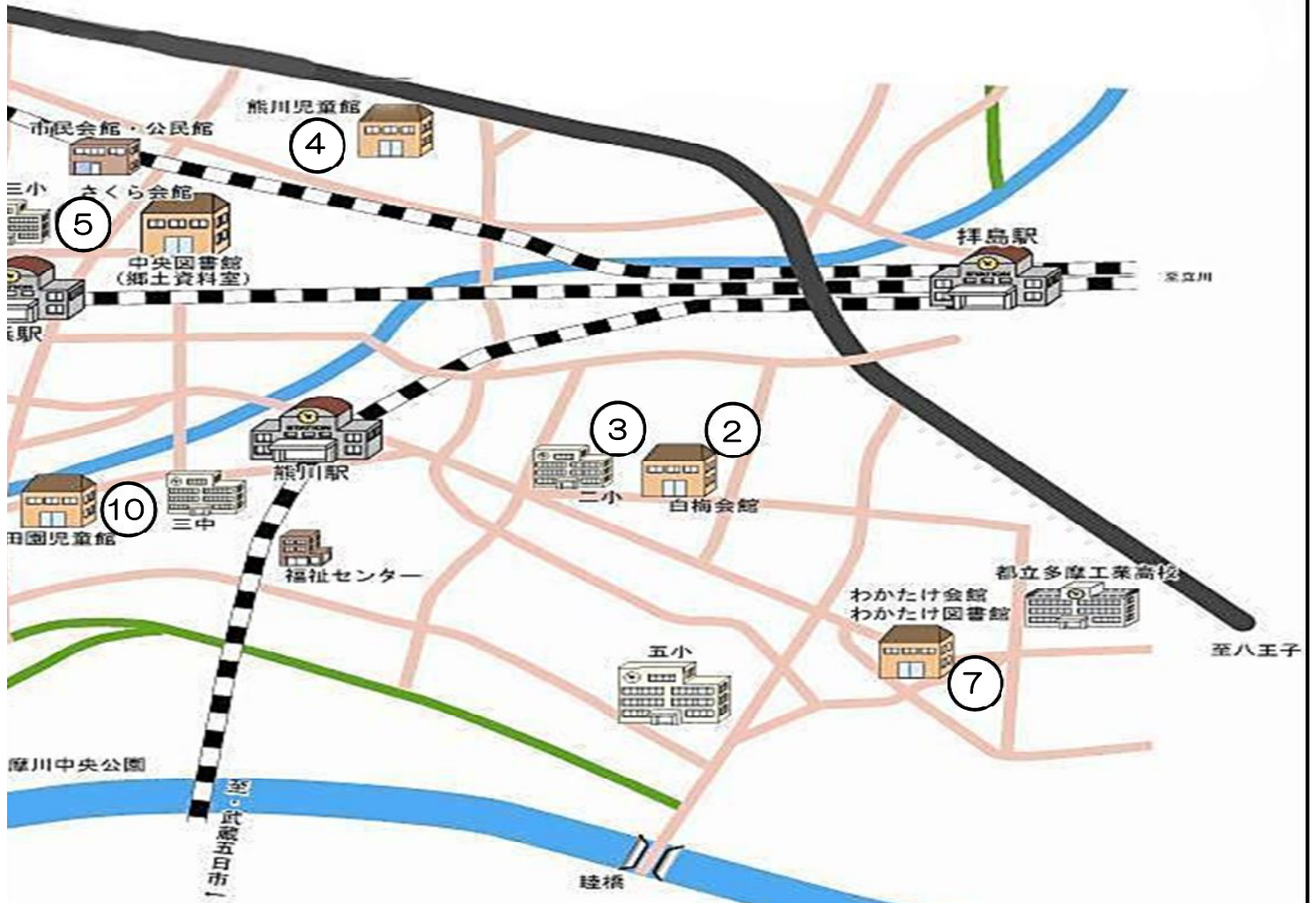


| 番号 | クラブ名 | めやすとなる小学校 | 所在地 | 電話番号 |
|----|-------------|-----------------|------------------------|------------------------------|
| ① | 武蔵野台クラブ | 福生第一小学校、福生第六小学校 | 武蔵野台 1-12-2 (武蔵野台児童館内) | 042-551-6732 |
| ② | たんぼぼクラブ | 福生第二小学校 (2年生以上) | 熊川 559-1 (白梅会館内) | 042-552-0717 |
| ③ | 臨時第2たんぼぼクラブ | 福生第二小学校 (1年生のみ) | 熊川 623 (福生第二小学校内) | 042-553-9402 |
| ④ | 熊川クラブ | 福生第二小学校、福生第三小学校 | 福生 1143-1 (熊川児童館内) | 042-539-1587 |
| ⑤ | さくらクラブ | 福生第三小学校 | 牛浜 163 (さくら会館内) ※1 | 042-552-8255 |
| ⑥ | わかぎりクラブ | 福生第四小学校 | 福生 1280-1 (わかぎり会館内) | 042-551-8165 |
| ⑦ | わかたけクラブ | 福生第五小学校 | 熊川 199-1 (わかたけ会館内) | 042-552-0445 |
| ⑧ | 亀の子クラブ | 福生第六小学校 (3年生以上) | 加美平 1-20-6 (かえで会館内) | 042-552-0446 |
| ⑨ | 臨時第2亀の子クラブ | 福生第六小学校 (1・2年生) | 加美平 1-9-1 (福生第六小学校内) | 042-553-2811 042-553-2812 |
| ⑩ | 田園クラブ | 福生第五小学校、福生第七小学校 | 南田園 3-6-1 (田園児童館内) | 042-553-3756 |
| ⑪ | 臨時第2田園クラブ※2 | 福生第七小学校 | 北田園 1-1-1 (福生第七小学校内) | 042-551-4690 |

※1 さくらクラブは令和2年4月から第三小学校内に設置予定の施設内に移転します。

※2 臨時第2田園クラブは令和2年4月からふっさっ子の広場との日常的な交流を行う「一体型放課後対策事業」を開始します。

案内図



特色

保護者との交流を深め、子ども達の力が発揮できるような行事に取り組んでいます。

けん玉、かるた等の昔遊びが充実しています。これらの大会も定期的で開催しています。

1年生主体の学童クラブです。ふっさっ子の広場やたんぼぼクラブと交流しています。

児童館と併設の為、遊びのバリエーションが多く、子どもがのびのびと過ごせます。

近隣の公園で遊んだり、地域のボランティアと交流しています。

ボランティアを積極的に受け入れ、子ども達に幅広い活動を提供しています。

図書館で静かに本を読み、専用庭で思い切り駆け回り、静と動の活動を楽しんでいます。

「百人一首大会」や「書初め」等の伝統文化体験を育成に取り入れています。

六小の中にあるクラブで、ふっさっ子の広場や亀の子クラブと交流しながら過ごしています。

子ども一人一人の個性を大切に、保護者との関わりや親子行事にも力を入れています。

子ども達がゆったり落ち着いて過ごせる環境づくりに力を入れています。

11 申請から入所までの流れ（年度当初）

※年度途中の場合とは異なります。

